

## 令和7年 第10回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和7年10月30日(木) 午後1時30分～

2. 場 所 頬娃文化会館

### 3. 出席委員(17人)

会長	1番 本木下 裕一		
会長職務代理	2番 大隣 初美		
委員	3番 月野 貴大 6番 松永 克生 9番 福元 幸志 12番 山下 信一郎 15番 枝川 明子 18番 柚山 俊孝	4番 吉崎 久男 7番 高江 京子 10番 松園 勝郎 13番 大坪 幸博 16番 松村 孝徳	5番 東垂水 勝秀 8番 永山 明美 14番 桑代 純一 17番 池田 慎

### 4. 欠席委員(2人)

11番 下之門 信洋 19番 宮原 俊郎

### 5. 議題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第60号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第61号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第7 議案第62号 農地法第5条許可の取消について
- 日程第8 議案第63号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日程第9 議案第64号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第10 議案第65号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第11 議案第66号 非農地証明願について
- 日程第12 その他
- 閉議の宣告

○ 閉会の宣言

**6. 農業委員会事務局職員**

事務局長 田原 一豊  
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明  
農地係長 神村 洋一 小松 綾華 中村 智治

**7. 会議の概要**

開 会 午後 1 時 30 分

事 務 局 御起立願います。

「一同 礼」

今月の農業委員会憲章唱和は、福元委員になりますのでよろしくお願ひいたします。

(農業委員会憲章 唱和)

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。下之門委員、宮原委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。

これより令和 7 年第 10 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添 1 の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思います。(諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事 務 局 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、5 番東垂水委員、6 番松永委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日 10 月 30 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議長 資料2ページの日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

事務局 説明致します。

農用地利用集積等促進計画の合意解約による通知事案が30件ございました。

貸人は〇〇の〇〇〇〇さん、借人は〇〇の〇〇〇〇さんほかです。

貸人主導によるもの7件、借人主導によるもの23件です。地目の内訳は、田2筆680m<sup>2</sup>、畑64筆125,239m<sup>2</sup>、山林等（現況畑）2筆2,373m<sup>2</sup>の合計68筆128,292m<sup>2</sup>で、穎娃地域14件、知覧地域11件、川辺地域5件です。

以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、資料7ページの日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 説明致します。資料は8ページからです。

今回は、新規認定1件、更新9件です。

新規認定の1件につきましては、穎娃地域で茶と露地野菜の複合経営であります。再認定の内訳としては、穎娃地域6件、知覧地域3件で営農類型としては茶専業6件、茶との複合経営3件です。

以上で説明を終わります。

議長 只今事務局から報告がありました件について、質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、資料13ページの日程第5「議案第60号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題とします。

現地調査員の報告をお願いいたします。〇〇委員お願ひします。

〇番委員 報告いたします。

14ページの審議番号1番です。関連資料は15ページからになります。

申請人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑〇〇m<sup>2</sup>のうち〇〇m<sup>2</sup>で〇〇自治会近くに位置します。

申請人は、市内で〇〇を営んでいる〇〇です。昭和〇年に申請人の父が〇〇を建築していたことから、今回追認で農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

現状のまま利用していますので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下

で、道路側溝へ放流しています。日照・通風等については、〇〇として利用しているので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、○○委員お願いします。  
○番委員 報告いたします。

14 ページの審議番号2番です。関連資料は20ページからになります。

申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠 ほか 1 筆の計○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。

申請人は市内で〇〇を営んでいる〇〇で、〇〇〇〇ため、申請地を借り受け利用しようとするものです。今回一部追認で、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地は〇〇から南東に約〇〇kmの〇〇自治会近くに位置しています。最高 0.4m程度の盛土を行いますが、緩衝地を設けるので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させます。日照・通風等については、〇〇として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。  
事務局 補足説明いたします。

審議番号1番、2番については、用途区分の変更となっています。

當農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であり、やむを得ない変更であると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長　只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたします。  
質問、御意見はございませんか。

## 「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 60 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、資料25ページの日程第6 議案第61号「農地所有適格法人の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料は、26ページからになります。

今回は、南九州市〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんの案件です。

法人の事業内容としましては、〇〇の生産と、関連事業として〇〇の販売、生産・製造となっています。会社設立は平成〇年〇月です。構成員は〇人となっています。資本金の額は〇〇円です。

農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」について、申請法人は株式会社です。

「構成員要件」について、株主は〇人であり、〇名とも法人の行う農業に常時従事する個人であることから、農業関係者が総議決権の2分の1を超えています。

「事業要件」について、申請法人の事業は〇〇の生産と、関連事業として〇〇の販売、生産・製造となっております。

「役員要件」について、申請法人の役員は〇名であり、〇名とも法人の農業・農作業に従事する構成員となっています。

以上のことから、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長　只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

議長　質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第61号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長　異議なしと認めます。

よって議案第61号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長　次に、資料30ページの日程第7　議案第62号「農地法第5条許可の取消について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

事務局　説明いたします。資料の31ページからでございます。

申請人のうち譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畠〇〇m<sup>2</sup>で転用目的は〇〇、権利の種類は〇〇です。

取消理由につきましては、令和〇年〇月に転用許可を受けた後に、〇〇の適地が見つかったため、5条許可を取り消すものです。

なお、備考にもある通り、取り消した後は畠として取得の意向があり、3条申請を同時に受けております。

現地は現在、農地のままであることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長　只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員　　員　　「なし」の声あり

議長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第62号「農地法第5条許可取消について」は、申請どおり取り消しを許可することに御異議ございませんか。

委員　　員　　「異議なし」の声あり

議長　　異議なしと認めます。

よって議案第62号に係る案件については、申請どおり取り消しを許可することに決定いたします。

議長　　次に、資料36<sup>シ</sup>の日程第8　議案第63号「農地法第5条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

今回は、件数が多いため2回に分けて審議を行いたいと思います。

まず、審議番号○番から○番までを現地調査員から報告をお願いします。○○委員お願いします。

○番委員　報告いたします。

37<sup>シ</sup>の審議番号○番です。関連資料は別冊1<sup>シ</sup>からになります。

譲受人は、○○の○○○○さんです。譲渡人は、同じく○○の○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○番の畠　ほか1筆の計○○m<sup>2</sup>で○○自治会に位置します。

申請人は、市内で○○を営む○○で、○○○○をしようとするものです。申請地の北側は市道に、東側・西側・南側は里道に接しています。既により壁を設置してあるので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長　　次に、○○委員お願いします。

○番委員　報告いたします。

37<sup>シ</sup>の審議番号○番です。関連資料は別冊6<sup>シ</sup>からになります。

譲受人は、○○の○○○○さんです。譲渡人は、同じく○○の○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○番の畠○○m<sup>2</sup>で○○自治会に位置します。

申請人は、○○○○ため申請地を取得して、○○として利用しようとするものです。

申請地の北側・東側・南側は宅地に、西側は宅地及び雑種地に接しています。

現状のまま利用するので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流します。日照・通風等については、○○として利用するので周囲

の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、38 ページの審議番号〇番です。関連資料は別冊 11 ページからになります。

貸人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。借人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畠 ほか 1 筆の計〇〇m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請理由等については、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

続きまして、38 ページの審議番号〇番です。関連資料は別冊 16 ページからになります。

譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畠 他 1 筆の計〇〇m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇〇〇ため申請地を取得し、〇〇を建築しようとするものです。

申請地の北側は水路に、東側は宅地及び畠に、西側は畠に、南側は宅地及び畠に接しています。

現状のまま利用し、よう壁を設置するので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流します。汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、39 ページの審議番号〇番です。関連資料は別冊 20 ページからになります。

借人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。貸人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畠〇〇m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇〇〇ため申請地を借り受け、〇〇を建築しようとするものです。

申請地の北側・東側は宅地に、西側は畠に、南側は水路に接しています。

現状のまま利用し、よう壁を設置するので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流します。汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

次に、〇〇委員お願いします。

報告いたします。

39 ページの審議番号〇番です。関連資料は別冊 24 ページからになります。

譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畠〇〇m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置

します。

申請人は、市内で〇〇を営む〇〇で、〇〇に伴い〇〇〇〇のため申請地を取得しようとするものです。

申請地の西側は県道に、北側は宅地に、東側は里道に、南側は畠に接しています。現状のまま利用し、よう壁を設置するので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流します。日照・通風等については、〇〇として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、40番の審議番号〇番です。関連資料は別冊29頁からになります。

譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の田〇〇m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇〇〇ため、申請地を取得し、〇〇を建築しようとするものです。

申請地の北側・南側・西側は宅地に、東側は県道に接しています。現状のまま利用しますが、よう壁を設けるので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流します。汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を介して、道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、40番の審議番号〇番です。関連資料は別冊33頁からになります。

借人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。貸人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の一部の畠〇〇m<sup>2</sup>のうち〇〇m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇〇〇のため、今回申請地を借り受けて、〇〇を建築しようとするものです。

当初は、隣接する宅地内に建築する予定でしたが、建物位置を調整する過程で、申請地にまで入りこんでしまい、農地法の許可を得ていなかったことが分かり、追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側・東側・南側は畠に、西側が宅地に接しています。現状のまま利用しますが、緩衝地を設けるので、土砂流出の恐れはなく、雨水は溜柵へ放流し、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を介して、道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号〇番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の

農地』に区分されます。

続きまして、審議番号〇番の農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であることから第3種農地に区分されます。

続きまして、審議番号〇番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

また、農用地区域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、審議番号〇番の農地区分としては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療機関、その他公共施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

続きまして、審議番号〇番の農地区分としては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、申請地の隣接地から集落が広がっていることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で審議番号〇番までの補足説明を終わります。

議長　　只今、審議番号〇番から〇番までの現地調査員の報告並びに事務局の補足説明について質問、御意見はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第63号 農地法第5条許可申請の審議番号〇番から〇番については、〇番は許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、他の〇件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員　　「異議なし」の声あり

議長　　異議なしと認めます。

よって議案第63号の審議番号〇番から〇番のうち、審議番号〇番は、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、他の〇件については申請どおり許可することに決定いたします。

議長　　次に、議案第63号 農地法第5条許可申請の審議番号〇番から〇番までを現地調査員から報告をお願いします。〇〇委員お願いします。

〇番委員　報告いたします。

41ページの審議番号〇番です。関連資料は別冊38ページになります。

○○は、○○○○さんです。

○○は、○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○番の畠 ほか2筆で計○○m<sup>2</sup>のうち○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。

申請人は、○○などを営む○○であり、○○をするものです。

申請地の北側・西側は畠に、東側・南側は里道に接しています。農地として現状のまま利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路へ放流し、日照・通風等については、高さを加減し、隣接農地に日照の影響が及ぼさないよう○○するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、42番の審議番号○番です。関連資料は別冊45頁からになります。

○○は○番と同じ、○○は○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠○○m<sup>2</sup>のうち○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。

申請理由等については、○番と同じため省略します。

続きまして、43番の審議番号○番です。関連資料は別冊52頁からになります。

○○は○番と同じ、○○は○番と同じです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠○○m<sup>2</sup>のうち○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。

申請理由等については、○番と同じため省略します。

続きまして、44番の審議番号○番です。関連資料は別冊59頁からになります。

○○は○番と同じ、○○は○番と同じです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠○○m<sup>2</sup>のうち○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。

申請理由等については、○番と同じため省略します。

続きまして、45番の審議番号○番です。関連資料は別冊66頁からになります。

○○は○番と同じ、○○は○番と同じです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠○○m<sup>2</sup>のうち○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。

申請理由等については、○番と同じため省略します。

続きまして、46番の審議番号○番です。関連資料は別冊73頁からになります。

○○は○番と同じ、○○は○番と同じです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠○○m<sup>2</sup>のうち○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。

申請理由等については、○番と同じため省略します。

続きまして、47 ページの審議番号○番です。関連資料は別冊 80 ページからになります。

○○は○番と同じ、○○は○番と同じです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠○○m<sup>2</sup>のうち○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。

申請理由等については、○番と同じため省略します。

続きまして、48 ページの審議番号○番です。関連資料は別冊 87 ページからになります。

○○は○番と同じ、○○は○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠○○m<sup>2</sup>のうち○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。

申請理由等については、○番と同じため省略します。

以上、○件の報告を行いましたが、ここで現地調査を行っての所見を述べたいと思います。

#### 所見説明

以上で報告を終わります。

次に、○○委員お願いします。

49 ページの審議番号○番です。関連資料は別冊 94 ページからになります。

○○は、○○○○さんです。

○○は、○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠○○m<sup>2</sup>のうち○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。

申請人は、○○を営む○○であり、○○をするものです。

申請地の北側は畠及び山林に、東側は山林に、西側は山林に、南側は農道に接しています。

農地として現状のまま利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路へ放流し、日照・通風等については、高さを加減し、隣接農地に日照の影響が及ぼさないよう○○を配置するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、50 ページの審議番号○番です。関連資料は別冊 101 ページからになります。

○○及び○○は、ともに○番と同じです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠 ほか 1 筆計○○m<sup>2</sup>のうち○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。

申請理由等については、○番と同じため省略します。

続きまして、51 ページの審議番号○番です。関連資料は別冊 108 ページからになります。

○○及び○○は、ともに○番と同じです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畠〇〇m<sup>2</sup>のうち〇〇m<sup>2</sup>で〇〇自治会近くに位置します。

申請理由等については、〇番と同じため省略します。

続きまして、52 ページの審議番号〇番です。関連資料は別冊 115 ページからになります。

〇〇は、17 番と同じです。〇〇は、〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畠〇〇m<sup>2</sup>のうち〇〇m<sup>2</sup>で〇〇自治会近くに位置します。

申請理由等については、〇番と同じため省略します。

最後に現地調査における私の所見を述べたいと思います。

#### 所見説明

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

事務局 審議番号〇番から〇番の農地区分については、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農用地区域内農地です。

今回、〇〇に供するため、農用地区域内農地の不許可の例外である「〇〇」に区分されます。

許可の条件として、〇〇〇〇に基づいて、〇〇〇〇が必要となっていますので、許可基準等に関する補足資料をお手元に配布しています。

追加配布資料をご覧ください。

#### 追加資料の説明

以上で補足説明を終わります。

議長 只今、審議番号〇番から〇番までの現地調査員の報告並びに事務局の補足説明について質問、御意見はございませんか。

〇〇委員 昨日、見させていただきました。

意見を述べる。

議長 ありがとうございました。他の方ではないですか。

〇〇委員 話を聞いて何も見ていないけれども。

意見を述べる。

議長 ありがとうございました。他の方ではないですか。

只今、色々な意見もありましたけれども、ご意見も出たようですので採決を致します。

〇〇委員 審議番号〇番についても

意見を述べる。

〇〇委員 意見を述べる。

〇〇委員 意見を述べる。

議長 意見を述べる。

〇〇委員 意見を述べる。

議長 採決いたします。

議案第 63 号「農地法第 5 条許可申請」の審議番号〇番から〇番については、色々なご意見がありました。現地調査をされた意見、昨日見られた方々の意見を踏まえまして、審議番号〇番については〇〇〇〇、審議番号〇番については〇〇〇〇をお願いすることで今回は保留とし、その他の〇件について許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

〇〇委員

「異議あり」

この〇番が保留になりましてけれども、〇〇〇〇した方が良いのかなと思います。

〇〇委員

意見を述べる。

議長

よろしいでしょうか。他にご異議がなければ異議なしと決定いたします。

〇〇委員

意見を述べる。

事務局

説明

〇〇委員

意見を述べる。

事務局

説明

〇〇委員

意見を述べる

議長

意見を述べる

議長

色んな意見も出ましたけれども、進行させていただきます。

再確認のため再度申し上げます。

議案第 63 号「農地法第 5 条許可申請」の審議番号〇番から〇番について、審議番号〇番については「〇〇〇〇」、審議番号〇番については「〇〇〇〇」で保留とし、その他の〇件について許可相当で県農業会議へ意見聴取するに御異議ございませんか。

委員長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって議案第 63 号の審議番号〇番か〇番のうち、審議番号〇番については保留とし、その他の〇件について許可相当で県農業会議へ意見聴取するに決定いたします。

議長

次に、資料 53 ページの日程第 9 議案第 64 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

事務局

説明いたします。54 ページ～67 ページの 3 条〇〇〇〇件と〇〇〇〇件と〇〇〇〇件でございます。

まずは、審議番号〇～〇の〇〇〇〇でございます。

譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんほかの申請です。

地目の内訳は、畑 54 筆 59,054.48 m<sup>2</sup> ほか 2 筆 3,154 m<sup>2</sup> の合計 56 筆 62,208.48 m<sup>2</sup> です。理由につきましては、規模拡大〇件、相手方の要望が〇件、自家菜園が〇件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、9千円から949千円程度です。10 a 当たりの取引価格の平均につきましては、229千円でございます。

地域別では、穎娃地域〇件、知覧地域〇件、川辺地域〇件です。

次に、審議番号〇～〇の〇〇〇〇でございます。

貸し人は〇〇の〇〇〇〇さんで、借り人は〇〇〇〇さんほかの申請です。

地目の内訳は、畠12筆27,055m<sup>2</sup>です。理由につきましては、規模拡大〇件です。地域別では、知覧地域〇件です。

続きまして、審議番号〇～〇の〇〇〇〇でございます。

貸し人は〇〇の〇〇〇〇さんで、借り人は〇〇〇〇さんほかの申請です。

〇〇〇〇は、〇〇〇〇となっております。

農地法第3条申請につきまして、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断については、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長　只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員　「なし」の声あり

議長　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第64号「農地法第3条許可申請について」、審議番号〇番から〇番までは申請どおり許可することとし、審議番〇番から〇番までは〇〇〇〇との関連がありますので、審議番号〇番は〇〇とし、その他については〇〇をもって許可することに御異議ございませんか。

委員　「異議なし」の声あり

議長　異議なしと認めます。

よって議案第64号の審議番号〇番から〇番までは申請どおり許可することとし、審議番号〇番は〇〇、その他については〇〇をもって許可することに決定いたします。

議長　次に、資料68ページの日程第10　議案第65号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

資料は69ページからになります。

今回の契約開始は、令和7年12月31日開始分となっています。

利用権を設定する者は〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇ほかです。

設定面積は、田25筆19,182m<sup>2</sup>、畠146筆237,747m<sup>2</sup>の合計171筆256,929m<sup>2</sup>で、穎娃地域85筆、知覧地域55筆、川辺地域31筆となっております。

今回の 12 月 31 日開始分 171 筆のうち、内訳として、新規分が 46 筆、前回基盤法が 111 筆、前回農地バンクが 13 筆、前回 3 条が 1 筆として、表の一番右列の前契約情報及び 76 ページに表示しております。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長　只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員が〇番から〇番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員長　「なし」の声あり  
質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 65 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員長　「異議なし」の声あり  
異議なしと認めます。  
よって、議案第 65 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長　引き続き、議案第 65 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員長　「なし」の声あり  
それでは、関係委員の退室を求めます。  
(退室)

議長　これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。  
委員長　「なし」の声あり  
質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 65 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員長　「異議なし」の声あり  
異議なしと認めます。  
よって、議案第 65 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入　室)

- 議　長　　関係委員に報告いたします。
- 議案第 65 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。
- 議　長　　次に、資料 77 ページの日程第 11 議案第 66 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。○○委員お願いします。
- 番委員　　報告いたします。
- 78 ページの審議番号 1 番です。関連資料は 80 ページからになります。
- 申請人は、○○の○○○○○さんです。申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠 ほか 1 筆の計○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。
- 申請人の父が田畠として耕作していましたが、父の死後は申請人の母一人での耕作は困難だったので田に杉、畠にヒノキを植林しました。植林後手入れしておらず管理されていない状況です。
- 農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。
- 続きまして、78 ページの審議番号 2 番です。関連資料は 84 ページからになります。
- 申請人は、○○の○○○○○さんです。申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番 1 の畠 ほか 1 筆の計○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。
- 平成○年頃までは畠として利用されていましたが耕作されなくなり、雑木・唐竹が生い茂り山林化し、現在に至っています。
- 農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。
- 以上で報告を終わります。
- 議　長　　次に、○○委員お願いします。
- 番委員　　報告いたします。
- 79 ページの審議番号 3 番です。関連資料は 87 ページからになります。
- 申請人は、○○の○○○○○さんです。申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。
- 申請地の東側が山林のため日当たりが悪く、土壤も農地に適しておらず耕作する人もなく、昭和○年前後申請人の父が親戚に杉を植林してもらいました。現在は杉が大きくなり、また雑木も生い茂り山林化し管理されていない状況です。
- 農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。
- 続きまして、79 ページの審議番号 4 番です。関連資料は 89 ページからになります。
- 申請人は、○○の○○○○○さんです。申請地は、川辺町○○字○○○○○○○番の畠 ほか 4 筆の計○○m<sup>2</sup>で○○自治会近くに位置します。

申請人の父が昭和〇年ごろまでは葉タバコや甘藷などの作物を耕作していましたが、体調不良のため耕作できなくなり、その後杉を植林し現在は管理されていない状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、79 ページの審議番号 5 番です。関連資料は 93 ページからになります。

申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畠 ほか 2 筆の計〇〇m<sup>2</sup>で〇〇自治会近くに位置します。

①②は申請人の父が健在の時は畠として利用していましたが、父の死後農業をする者はなく、竹や雑木が繁茂し山林化していました。

③は昭和〇年に杉を植林し山林となり、現在はいずれも農地としての管理はされていない状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 66 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 66 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議長 次に、日程第 12 「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

「なし」の声あり

ないようございますが、事務局は何かありませんか。

事務連絡 研修について

今後の日程について連絡

議長 その他にありませんか。  
委員 「なし」の声あり  
議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和7年第 10 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉会 午後3時25分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 5番 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 6番 \_\_\_\_\_